明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**二三）　一
〔告　示〕
○警備出動に従事する警察官等の服制の一部を改正する件（**警察庁**一）　六
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**一〇八）　六
○食鳥肉販売業の振興指針の全部を改正する件（**厚生労働**五八）　三六
○福岡空港の施設に変更を加える件（**国土交通**四三六）　四三
○広島空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**四三七）　四六
○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**同**四三八）　四六
○牧山船舶通航信号所に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**二七）　四七
〔官庁報告〕
公聴会
福岡空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　四八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四八
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了、税理士登録者、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　五七
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八〇
会社その他
会社決算公告　八二
八四

省令

○厚生労働省令第二十三号

年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十四号）の施行に伴い、並びに年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）第四条及び第六条から第八条までの規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十五日　厚生労働大臣　加藤　勝信

年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十号）の一部を次のように改正する。